

宅地建物取引業法

1. 案内情報

手続名：宅地建物取引業協会の指定関係手続

- ・宅地建物取引業保証協会の指定
宅地建物取引業法第64条の2第1項
- ・名称等の変更の届出
宅地建物取引業法第64条の2第3項
- ・必要な業務の承認
宅地建物取引業法第64条の3第3項
- ・業務の一部委託の承認
宅地建物取引業法第64条の3第4項
- ・事業計画書等の承認
宅地建物取引業法第64条の16第1項
- ・事業計画書等の変更の承認
宅地建物取引業法第64条の16第1項
- ・事業報告書の提出
宅地建物取引業法第64条の16第2項
- ・業務の報告
宅地建物取引業法第64条の18
- ・役員を選解任及び解散の決議の認可
宅地建物取引業法第64条の19

手続対象者

- ・宅地建物取引業保証協会の指定を受けようとする者及び指定を受けた者

提出時期

- ・名称等の変更の届出 : 事前の届出
- ・事業計画書等の承認 : 毎事業年度開始前
- ・事業報告書の提出 : 毎事業年度経過後3月以内
- ・上記以外の手続 : 随時

提出方法

: 指定等に係る申請書等を作成し、国土交通省総合政策局不動産課に提出して下さい。

手数料

: なし

添付書類・部数

: 提出先にお問い合わせ下さい。

申請書様式

: 提出先にお問い合わせ下さい。

記載要領・記載例

: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先

: 国土交通省総合政策局不動産課
03 - 5253 - 8111 (内線25115)

受付時間

: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口

: 国土交通省総合政策局不動産課

3. 手続情報

審査基準

: 宅地建物取引業法の規定による

不服申立方法

: (行政不服審査法の手続による)